

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	株式会社 広島銀行
住所	広島市南区西蟹屋一丁目1-7
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成28年度～平成30年度(平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者) <input checked="" type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	--

2 事業の概要

事業者の業種	普通銀行 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号: 6221)
事業の概要	明治11年創業・広島県に本店を置く唯一の地方銀行であり、中四国を中心に、地域に密着した店舗展開を行っている。 広島市内には本支店53、出張所3、中区に事務センター(〈ひろぎん〉中央ビルディング、佐伯区にコンピューターセンター(ゲネシス)1がある。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

改正省エネ法への取組みに広島市内事業所は当然に包括されており、改正省エネ法における「エネルギー管理統括者」「エネルギー管理企画推進者」を中心に温室効果ガス排出の抑制を図っていく。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成28～平成30年度 (平均値)	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	9,295 t-CO ₂	9,300 t-CO ₂	-0.1 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		9,300 t-CO ₂	-0.1 %
目標設定の考え方	既存設備での節電は、限界が見えており、営業店の空調や照明の更新による効率向上を見込むが、最終年度に新本店が竣工するため、実数は不透明であり、過去3年の平均値の維持を目標とし、目標の変更もあり得る。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成28～平成30年度 (平均値)	令和元～令和3年度 (平均値)	$(a-b)/a \times 100$
			%
			%
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方			

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

- ・クールビズ・ウォームビズの実施
- ・早仕舞いの推進
- ・営業店の空調設備更新 (省エネタイプに更新)
- ・営業店の照明設備更新 (省エネタイプに更新)

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

該当なし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

- ・環境保全に関する諸法令や規則等を遵守し、事務所における省エネ・省資源・リサイクル活動を推進する。
- ・全従事者が、環境保全に対する意識の向上を図り、環境保全に前向きに取り組む。

5 その他の取組

- ・廃棄物の分別の徹底
- ・紙の使用削減

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
 *8 環境価値とは、ワットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。